

『マイナンバー制度』が始まります (社会保障・税番号制度)

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について

マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために導入される制度です。

平成27年10月から住民票を有する町民の方々に、12桁の個人番号カードが通知され、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。

マイナンバーのメリット

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待

受章おめでとうございます

消防庁長官永年勤続功労章

八雲町八雲消防団 第三分団長 勝谷 明広さん(山越)

勝谷明広さんは、昭和59年7月に八雲町消防団に入団以來、現在まで30年以上の永きに亘り、漁業に従事されながら、消防団員として幾多の火災や災害に出動し、地域防災に尽力されました。

平成23年4月から分団長として、消防資機材の整備推進や団員の教育訓練等を積極的に実施し、あらゆる災害に対応できる消防体制づくりに努力されました。

また平成21年4月から八雲町漁業協同組合山越実行組合長を、平成24年4月から八雲町漁業協同組合漁業権管理委員長を現在まで務められており、地域漁業の発展にご活躍されております。

される効果としては、大きく3つあげられます。
①手続きが正確で早くなる

(行政の効率化)

国の行政機関や地方公共団体などで、複数の業務の間で連携が進み、作業の重複が減り、情報の照合などに要している時間が短縮され、手続きが正確でスムーズになります。

②面倒な手続きが簡単に

(住民の利便性の向上)

申請時に必要な課税証明書といった添付書類の省略など、行政手続きが簡素化され、住民の負担が軽減します。

③給付金等の不正受給の防止

(公平・公正な社会の実現)

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うようになります。

マイナンバーの利用について

国の行政機関や地方公共団体などで、年金や雇用保険、医療保険の手続、生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きといった法律に定められた事務に限り利用されます。

(例)

・児童手当の現況届を提出するときにマイナンバーを提示する。
・年金を受給しようとするときに年金事務所にてマイナンバーを提示する。

・勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載する。

通知カード・個人番号カードについて

10月から、マイナンバーの通知が始まります。

住民登録をしている住所宛てにマイナンバーを記した「通知カード」を郵送します。が、身分証明書として利用することはできません。

「個人番号カード」は、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、通知カードが送付された後の平成28年1月以降に、顔写真とともに申請することで交付される予定です。個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの各種電子申請を行うことができます。

※住基カードは、個人番号カードの交付開始後(平成28年1月以降)、新規発行を行わない予定です。発行済みの住基カードは有効期間内に限り、引き続き利用できます。

済みの住基カードは有効期間内に限り、引き続き利用できます。

個人情報保護について

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で、法律で定められた行政手続でのみ使用します。また、他人のマイナンバーを不正に入手することや、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されていて、違反した場合は、処罰の対象になります。

マイナンバーが含まれる個人情報是一元管理せず、国の行政機関や地方公共団体などは、行政手続に必要な場合のみネットワークを通じて情報照会・情報提供を行います。

制度の詳細と最新情報

マイナンバー制度のよくある質問や最新情報は、内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度のホームページをご覧ください。

マイナンバー制度 問い合わせ先

○内閣官房コールセンター
☎0570-0178
※平日：午前9時30分～午後5時30分まで